

ご案内

医療保険・介護保険のリハビリテーションについて

平成 30 年の診療報酬改定において厚生労働省より、平成 31 年 4 月以降は、発症より年月の経っている方で介護保険を持っている方は医療保険でのリハビリテーションは認められなくなります。

みえ呼吸嚙下リハビリクリニックでは、上記の対象となった方でも安心してリハビリテーションを受けることができるように、以下のサービスで介護保険でのリハビリテーションの充実を図っています。

【訪問リハビリテーション】

リハビリスタッフが実際にご自宅へお伺いしてリハビリテーションを行います。

実際に生活されている場面でリハビリテーションを行うことで、より目標が明確となり、変化も感じやすいという特徴があります。



【通所リハビリテーション】

みえ呼吸嚙下リハビリクリニック内でも「通所リハビリテーション」を行っています。

セラピストと 1 対 1 の個別リハビリテーションはもちろん、利用時間も 1～2 時間から利用できます。（短時間利用の場合、入浴・食事等はありません）

医療保険でのリハビリテーションを行っているセラピストが関わり、実施場所も同じスペースで行います。

対人交流のために集団体操やアクティビティ（活動）も行っています。



リハビリテーションに関するご相談は、医療保険・介護保険に関わらずお気軽にお問い合わせください。

みえ呼吸嚙下リハビリクリニック リハビリテーション部 担当：鈴木・酒井 TEL：0595-84-3536

【お願い】

訪問リハおよびデイケアを利用する場合、ケアマネージャーさんへ連絡が必要です。

説明は、当方で対応させていただきますので、お手数ですが、担当ケアマネージャーさんのお名前と事業所名をお知らせください。